### 平成24年6月土佐清水市議会定例会会議録

第16日(平成24年6月27日 水曜日)

~~~~.~~~.~~~

## 議事日程

日程第1 議案の訂正について

日程第2 報告第3号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市一般会計補正予算(第9号))」から報告第9号「専決処分した事件の承認について(土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)」までの報告7件、並びに議案第29号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算(第1号)について」から議案第30号「平成24年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第1号)について」までの議案2件及び議案第33号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第38号「土佐清水市立中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定について」までの議案6件、計15件並びに今期定例会で付託した陳情の審査結果について

(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第3 農業委員会委員の推薦について

日程第4 議員派遣について

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$ 

# 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4

~~~~.~~~.~~~~

議員定数 14人

現在員数 14人

~~~~.~~~.~~~

### 出席議員 14人

| 1番  | 矢里 | 矢野川 |   | 平 | 君 | 2番  | 恭 | Ŕ |   | _ | 美 | 君 |
|-----|----|-----|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|---|
| 3番  | 小  | Ш   | 豊 | 治 | 君 | 4番  | 西 | Í | 原 | 強 | 志 | 君 |
| 5番  | 永  | 野   | 裕 | 夫 | 君 | 6番  | 出 | Ī | 林 | 喜 | 男 | 君 |
| 7番  | 永  | 野   |   | 修 | 君 | 8番  | 出 | Ī | 﨑 | 宣 | 男 | 君 |
| 9番  | 瀧  | 澤   |   | 満 | 君 | 10番 | 出 | Ī | 林 | 守 | 正 | 君 |
| 11番 | 仲  | 田   |   | 強 | 君 | 12番 | 井 | Ė | 村 | 敏 | 雄 | 君 |
| 13番 | 橋  | 本   | 敏 | 男 | 君 | 14番 | 声 | t | 藤 |   | 清 | 君 |

 $\sim\sim\sim\sim$  ·  $\sim\sim\sim\sim$ 

# 欠席議員

なし

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim\sim$ 

## 事務局職員出席者

 議会事務局長
 岡崎光正君
 局長補佐
 亀谷幸則君

 議事係長
 池 正澄君
 主
 幹藤倉加奈君

 主
 事今津貴道君

 $\sim\sim\sim\sim\cdot\sim\sim\sim\sim$ 

## 出席要求による出席者

副 市 長 杉村 章生 君 市 吉村 博文 君 会計管理者 固定資産評価員 浦中 伸二 君 酒井 紳三 君 兼会計課長 兼税務課長 山崎 俊二 君 企画財政課長 山田 順行 君 総務課長 消防次長兼 消 防 長 濱田 益夫 君 弘田 正明 君 消防署長 健康推進課長 山下 毅 君 福祉事務所長 二宮 真弓 君 環境課長兼 市民課長 横山 周次 君 坂本 和也 君 清掃管理事務所長 まちづくり 木下 司 君 産業振興課長 泥谷 光信 君 対 策 課 長 産業基盤課長 磯脇 堂三 君 水 道 課 長 山本 豊 君 じんけん課長 中山 直喜 君 しおさい園長 倉本 和典 君 教 育 長 教育委員長 山脇 純子 君 村上 康雄 君 生涯学習課長兼 学校教育課長 黒原 一寿 君 山下 博道 君 中央公民館長 教育センター所長 兼少年補導センター 武政 聖 君 監査委員事務局長 中山 優 君 所 長

~~~~.~~~.~~~~

午前10時 0分 開 議

○議長(武藤 清君) おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成24年6月土佐清水市議会定例会第16日目の会議を開きます。 この際、暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時18分 再 開

○議長(武藤 清君) 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第1、議案の訂正についてを議題といたします。

市長から提出されております議案第38号「土佐清水市立中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定について」の議案について、一部訂正したい旨の申し出がありました。

議案第38号の一部訂正の理由の説明を求めます。

市長。

(市長 杉村章生君登壇)

**〇市長(杉村章生君)** まことに申しわけありませんが、議案の訂正についてお願い申し上げたいと思います。

議案第38号につきまして、第13条中、使用料にかかわる2項目及び別表が欠落しておりました。ここにおわび申し上げ、別紙のとおり訂正したいと思いますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(武藤 清君) お諮りいたします。

ただ今、議題となっております議案第38号「土佐清水市立中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定について」の一部訂正の件を承認することについて、ご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号の一部訂正については、これを承認することに決しました。

議案第38号「土佐清水市立中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定について」は訂正分を含めて、総務文教常任委員会で審査をお願いいたします。

ただ今、市長から、議案第40号「工事請負契約の締結について」の議案が提出されました。 お諮りいたします。

この際、議案第40号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議案第40号を議題といたします。

職員に議案を朗読いたさせます。

(職員朗読)

○議長(武藤 清君) 議案の朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

(市長 杉村章生君登壇)

○市長(杉村章生君) ただ今、ご提案いたしました議案第40号につきまして、提案理由の ご説明を申し上げます。

本案は、工事請負契約の締結についてであります。

清水中学校体育館、プール改築工事の発注につきましては、受注機会の増大を図り、工種区分ごとに専門の技術力が活用できるよう、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事の3工事に分離発注することとし、本議案の建築主体工事につきましては、市内業者の受注機会の確保、大規模工事の施工技術の拡充・強化、経験の増大と工事の適正かつ円滑な施工を図るため、土佐清水市建設工事共同企業体取扱要領に基づきまして、共同企業体施工といたしました。

去る6月14日に、中学校体育館・プール改築・建築主体工事の指名競争入札を実施し、契約金額5億7,613万5,000円で大旺新洋・人見建設特定建設工事共同企業体、代表者高知市仁井田1625番地2、大旺新洋株式会社高知建築本店、専務取締役本店長、西村憲昭氏と工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条及び地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上につきまして、よろしくご審議いただき、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上 げて、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長(武藤 清君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

この際、各位にお願いいたします。

議案第40号「工事請負契約の締結について」は、所管の委員会に付託し審議願うことになっていますので、この点、十分お含みの上、質疑なされますよう特にお願いいたします。

議案第40号について、質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

ただ今、議題となっております議案第40号「工事請負契約の締結について」は、総務文教

常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長(武藤 清君) 休憩前に続いて会議を開きます。

日程第2、市長提出報告第3号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市一般会計補正予算(第9号))」から報告第9号「専決処分した事件の承認について(土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)」までの報告7件及び議案第29号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算(第1号)について」から議案第30号「平成24年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第1号)について」までの議案2件、議案第33号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第38号「土佐清水市立中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定について」までの議案6件、議案第40号「工事請負契約の締結について」の議案1件、計16件並びに今期定例会で付託した陳情の審査結果についてを一括議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 永野 修君。

(予算決算常任委員会委員長 永野 修君登壇)

- **〇予算決算常任委員会委員長(永野 修君)** 今期定例会で付託を受けました事件について、 その審査の概要と結果について報告をいたします。
- 1、議案第29号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算(第1号)について」
- (1) 歳入については、特に意見もなく了承いたしました。
- (2) 歳出中、8款1項6目15節 津波避難路整備工事について説明を求めました。

執行部によりますと、避難路整備については、当初予算にも計上しているが、今回の補正は 新たに要望のあった5地区の避難路整備に係る工事費等を計上したとのことであります。

委員から、災害対策の予算を増加していただいたことについては感謝しているが、避難路の整備に当たり、地元へ材料を提供し、地元が主体で実施する場合と市が主体で整備を行う場合があり、市民からすれば、市が主体で実施する方がありがたく、できるだけなら、その方向で進めてほしいなどの意見が出されました。

その他、歳出については特に意見もなく、了承したところでありますが、予算の審査に当たり、当該予算を要求するに至った状況や件数等の説明を求めたところ、資料を持ち合わせてないため、答弁ができないとのことでありました。このことについて、委員からは執行部に対し、予算審議の際には、関係資料等を整えて、十分な体制で臨むよう要請しました。

- 2、報告第 3号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市一般会計補正 予算(第9号))」
  - 報告第 4号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号))」
  - 報告第 5号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市介護保険特別 会計補正予算(第3号))」
  - 報告第 6号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市指定介護老人 福祉施設事業特別会計補正予算(第2号))」
  - 報告第 7号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市介護サービス 事業特別会計補正予算(第1号))」

議案第30号「平成24年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第1号)について」以上、6件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました予算案について、それぞれ承認、原案のとおり 可決いたしました。

**〇議長(武藤 清君)** 総務文教常任委員会委員長 矢野川周平君。

(総務文教常任委員会委員長 矢野川周平君登壇)

- ○総務文教常任委員会委員長(矢野川周平君) 今期定例会で付託を受けました事件について、 その審査の概要と結果について報告をいたします。
- 1、議案第38号「土佐清水市立中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定について」 委員から、今回の提案は、公民館の運営が指定管理者へ委託できるよう改正しようとするこ とは理解できるが、指定管理者に公民館の管理をゆだねるよりも、まず先に建物が老朽化する 中で、耐震等を考慮した対策が必要ではないか、今回の条例改正に合わせ、公民館の改築等、 教育委員会としての方向性を示すべき等の意見が出され、採決の結果、挙手多数で可決といた しました。
- 2、議案第40号「工事請負契約の締結について」

本議案に関連して、今回の工事に係る施工管理業者の選定について、設計業者が入札に参入することについて質問等があったところでありますが、採決の結果、全会一致で可決といたしました。

- 3、報告第 8号「専決処分した事件の承認について(土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改 正する条例の制定について)」
  - 報告第 9号「専決処分した事件の承認について(土佐清水市国民健康保険税条例の一部 を改正する条例の制定について)」

議案第33号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第35号「土佐清水市斎場条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第36号「土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第37号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部 を改正する条例の制定について」

以上、6件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ承認、原案のとおり可 決いたしました。

続きまして、今期定例会で付託された陳情の審査の概要と結果についてご報告いたします。 陳情第3号「加久見入沢町及び周辺地区住民津波避難路整備に関する陳情書」であります。

本件につきましては、内閣府の有識者会議の津波予測を受け、高知県が発表した数値が当該地区は5から10mの浸水深となっており、その被害が懸念されるところであり、現在の避難場所の標高は十分であるものの、子どもや高齢者等の避難が難しくなることから、住民が津波から避難する上で、だれもが高台へと目指せる安心・安全な避難路を近辺の高台へ整備することについて、ご尽力いただきたいとするものであります。

特に、現在、高知県が行っている加久見地区周辺の山の切土防護柵工事に合わせ、避難階段を山頂まで施工すれば、加久見地区にある量販店や清水高校からも近く、加久見地区周辺住民のみならず、多くの市民の避難場所となり得ることから、その施工について要望があったものであります。

執行部によりますと、本件について、高知県幡多土木事務所土佐清水事務所との協議を行った結果、県施工により要望のあった箇所に階段等を取りつけ、避難路の整備を行うよう準備しているとのことであり、当委員会といたしましてもこの結果を尊重し、全会一致で採択いたしました。

以上で、当委員会の報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(武藤 清君) 産業厚生常任委員会委員長 西原強志君。

(産業厚生常任委員会委員長 西原強志君登壇)

- **○産業厚生常任委員会委員長(西原強志君)** 今期定例会で付託を受けました事件について、 その審査の概要と結果について報告をいたします。
- 1、議案第34号「土佐清水市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」 につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、原案のとおり可決いたしました。次に、陳情についてご報告いたします。

陳情第2号「「在崎線」の維持・管理についての陳情」につきましては、近年、有害鳥獣による農作物の被害に悩まされている中で、農地へ通じる道路(仮称:在崎線)の荒廃が進んでいる。しかしながら、高齢化などにより、自力では草刈りなど、その維持・管理が困難な状況であるため、何らかの支援をお願いしたいとする陳情であります。

執行部の説明によりますと、この道は市内278カ所ある農道の一つであり、その維持・管理については、地元また受益者負担により行うこととなっているとのことであります。

一方、この道は、10数年前に国から「四国のみち」として指定を受けており、現在も多くのお遍路さんが利用されている。指定当時は県から維持・管理に係る予算付けがなされていたが、近年、その予算は減額となり、適切な維持管理ができていない状態となっているとのことであります。

委員からは、お遍路さんが通っている道であれば、通りやすい状況となるように、市として も支援するべきとの意見が出されました。

これに対し、執行部としては、県へ予算付けを要望するとともに、お遍路さんが通る「四国のみち」であるという観点から、応急的な措置として、市も早急に対応することを検討したいとのことであり、本件につきましては、採決の結果、全会一致により採択といたしました。 以上であります。よろしくお願いします。

〇議長(武藤 清君) 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

各委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(武藤 清君) 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(武藤 清君) 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午後 1時15分 休 憩

午後 2時48分 再 開

○議長(武藤 清君) 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

報告第3号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市一般会計補正予算 (第9号))」を採決いたします。

報告第3号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市一般会計補正予算 (第9号))」に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第3号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(武藤 清君) 起立全員であります。

よって、報告第3号は、承認されました。

次に、報告第4号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市後期高齢者 医療特別会計補正予算(第3号))」を採決いたします。

報告第4号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市後期高齢者医療特別補正予算(第3号))」に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

よって、報告第4号は、承認されました。

次に、報告第5号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第3号))」を採決いたします。

報告第5号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第3号))」に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

# 〇議長(武藤 清君) 起立全員であります。

よって、報告第5号は、承認されました。

次に、報告第6号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市指定介護老 人福祉施設事業特別会計補正予算(第2号))」を採決いたします。

報告第6号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市指定介護老人福祉 施設事業特別会計補正予算(第2号))」に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第6号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

### 〇議長(武藤 清君) 起立全員であります。

よって、報告第6号は、承認されました。

次に、報告第7号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号))」を採決いたします。

報告第7号「専決処分した事件の承認について(平成23年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号))」に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第7号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

### ○議長(武藤 清君) 起立全員であります。

よって、報告第7号は、承認されました。

次に、報告第8号「専決処分した事件の承認について(土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について)」を採決いたします。

報告第8号「専決処分した事件の承認について(土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について)」に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第8号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

よって、報告第8号は、承認されました。

次に、 報告第9号「専決処分した事件の承認について(土佐清水市国民健康保険税条例の 一部を改正する条例の制定について)」を採決いたします。

報告第9号「専決処分した事件の承認について(土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改 正する条例の制定について)」に対する委員長の報告は、承認であります。

報告第9号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

# 〇議長(武藤 清君) 起立全員であります。

よって、報告第9号は、承認されました。

次に、議案第29号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算(第1号)について」を採 決いたします。

議案第29号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第29号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

### 〇議長(武藤 清君) 起立全員であります。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号「平成24年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第1号)について」を採決いたします。

議案第30号「平成24年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第1号)について」に 対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第30号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

### ○議長(武藤 清君) 起立全員であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」を採 決いたします。

議案第33号「土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第33号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号「土佐清水市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第34号「土佐清水市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第34号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

# 〇議長(武藤 清君) 起立全員であります。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号「土佐清水市斎場条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第35号「土佐清水市斎場条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第35号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

### 〇議長(武藤 清君) 起立全員であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号「土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」 を採決いたします。

議案第36号「土佐清水市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第36号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

## ○議長(武藤 清君) 起立全員であります。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の 一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第37号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を 改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第37号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号「土佐清水市立中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定について」を採決いたします。

議案第38号「土佐清水市立中央公民館の設置及び管理に関する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第38号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(武藤 清君) 起立多数であります。

よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

議案第40号「工事請負契約の締結について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第40号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(武藤 清君) 起立全員であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、今期定例会で付託した陳情の審査結果について採決いたします。

陳情第2号「「在崎線」の維持・管理についての陳情」の審査結果について採決いたします。 陳情第2号「「在崎線」の維持・管理についての陳情」に対する産業厚生常任委員会委員長 の報告は採択であります。

陳情第2号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(武藤 清君) 起立全員であります。

よって、陳情第2号は採択と決しました。

次に、陳情第3号「加久見入沢町及び周辺地区住民津波避難路整備に関する陳情書」の審査 結果について採決いたします。

陳情第3号「加久見入沢町及び周辺地区住民津波避難路整備に関する陳情書」に対する総務 文教常任委員会委員長の報告は採択であります。

陳情第3号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(武藤 清君) 起立全員であります。

よって、陳情第3号は、採択と決しました。

日程第3、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件につきましては、本市農業委員会委員の任期が来る7月31日をもって満了となり、 8月1日以降3カ年は、新しい委員による任期となります。

つきましては、この際、農業委員会等に関する法律第12条第2号及び土佐清水市農業委員会の選挙等による委員の定数条例第2条の規定により、議会推薦の農業委員会委員として、 2人の委員の推薦をお願いするものでございます。

お諮りいたします。

ただ今、議題となっております農業委員会委員の推薦については、議長の指名推薦といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、議長の指名推薦とすることに決しました。

農業委員会委員の推薦について、次の2人を指名推薦いたします。

土佐清水市下ノ加江2804番地5の3、山本美加君、昭和45年5月4日生まれ。

土佐清水市三崎2771番地1、橘なぎさ君、昭和37年4月6日生まれ。

以上、2人を推薦することにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、以上2人を推薦することに決しました。

農業委員会等に関する法律第12条第2号及び土佐清水市農業委員会の選挙等による委員の 定数条例第2条の規定により、以上2人を委員として推薦いたします。

ただ今、市長から同意案第1号「固定資産評価員の選任について」の議案が提出されました。 お諮りいたします。

この際、同意案第1号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

同意案第1号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(職員朗読)

○議長(武藤 清君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。市長。

(市長 杉村章生君登壇)

**〇市長(杉村章生君)** ただ今、ご提案いたしました同意案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

同意案第1号は、固定資産評価員の選任についてであります。

本年4月1日付の人事異動によりまして、前任の岡崎光正君が議会事務局に転任いたしましたので、その後任といたしまして、浦中伸二君を選任したいと考え、地方税法第404条第2項の規定に基づきまして、同意をお願いするものであります。

浦中君は、昭和52年4月に採用されて以来、市民課長補佐、水道課長等を歴任し、35年 余りにわたり職務に精励されてきたところであります。

現在、税務課長として職務に専念いたしているところでありまして、固定資産評価員として 適任であると考えるものであります。

ご同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長(武藤 清君) 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でもありますので、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決することに決しました。

直ちに採決いたします。

同意案第1号「固定資産評価員の選任について」同意の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立全員であります。

よって、同意案第1号は同意されました。

ただ今、市長から同意案第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

市長。

この際、同意案第2号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。 これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、同意案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

同意案第2号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

(職員朗読)

○議長(武藤 清君) 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

(市長 杉村章生君登壇)

**〇市長(杉村章生君)** ただ今、ご提案いたしました同意案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

同意案第2号は、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。

平成18年7月4日より、2期6年にわたり、固定資産の適正な評価等にご尽力を賜ってまいりました上野勝年氏が本年7月3日をもちまして任期満了となります。

この間における同氏の固定資産評価審査委員会委員としてのご労苦とご努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、その後任といたしまして、三崎浦、浅尾公厚氏を選任いたしたいと考え、地 方税法第423条第3項の規定に基づきまして、ご同意をお願いするものであります。

浅尾氏は、現在、三崎浦地区区長として地域の発展にご尽力されているなど、豊富な経験に加え、その人格識見は同委員として適任であると考えるところであります。

何とぞ、ご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろし くお願いいたします。

○議長(武藤 清君) 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でもありますので、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決することに決しました。 直ちに採決いたします。

同意案第2号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意の方はご起立願います。

(賛成者起立)

# 〇議長(武藤 清君) 起立多数であります。

よって、同意案第2号は同意されました。

ただ今、市議会議案第5号「深刻化するシカ・イノシシ等の被害から住民の生活と集落を守るため、国の責任において対策を講じることを求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第5号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## ○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第5号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第5号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、岡林喜男君。

#### (6番 岡林喜男君登壇)

## ○6番(岡林喜男君) 案文を朗読し、提案理由とさせていただきます。

深刻化するシカ・イノシシ等の被害から住民の生活と集落を守るため、国の責任において対 策を講じることを求める意見書(案)

近年、シカ・イノシシ等による農作物の被害は深刻な状態にあり、その被害は経済的にとど まらず、農家の生活意欲を著しく衰退させ、ひいては農村地域社会の崩壊を招きかねないなど、 大きな影響を及ぼしている。

土佐清水市においても、各種制度の導入、高知県との連携等により、その対策を講じている ものの、効果的な捕獲、駆除に至らず、むしろ限界と言っても過言ではない状況となっている。 特に、四国地方の山間部は、急峻な地形に広大な国有林が広がり、本市が対策を講じても、 国有林に逃げ込まれる等、その対策は困難であり、逆にこのことにより、シカ・イノシシ等の 食害被害地域の分散化と広域化をもたらす結果となっている。

高知県が公表した集落調査報告書では、2010年の県内中山間地域の人口は、1960年

と比べて22万5,637人も減少し、将来的に集落が消滅する恐れが広がっている。

その中でも多くの人が、シカ・イノシシ等の被害が日々の生活の困りごとや不安材料として あげており、このことは住みなれた地域や集落に今後も住み続けたいと考えても、この問題を 解決しなければ、集落の存続自体が危うくなり、もはや一刻の猶予もない事態に直面している と判断されるところである。

シカ・イノシシ等の異常繁殖により、道路上で住民と接触事故を起こすなど、その生活の安心・安全を脅かす事態にまで拡大することも懸念されるところである。

これらのことから、深刻化するシカ・イノシシ等の被害を防ぎ、住民の生活と集落を守るため、下記の事項について国の責任において対策を講じるよう強く求めるものである。

記

- 1. シカ・イノシシ等の食害に対し、関係する自治体・各団体との連携が必要であることから、 国の直轄事業として対策を講じること
- 2. シカ・イノシシ等の食害は、自然の生態系を破壊し、深刻で破壊的な被害をもたらすものであることから、予算措置を含めた国の特別対策として措置すること
- 3. 現状の駆除方法では限界があることから、効果的な捕獲駆除方法の開発等、国が積極的に 乗り出し、財政的な支援も含めた施策を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。よろしくお願いします。

○議長(武藤 清君) 以上で、提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第5号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(武藤 清君) 質疑なしと認めます。

市議会議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第5号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第5号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### ○議長(武藤 清君) 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第5号「深刻化するシカ・イノシシ等の被害から住民の生活と集落を守るため、 国の責任において対策を講じることを求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第5号は、「深刻化するシカ・イノシシ等の被害から住民の生活と集落を守るため、国の責任において対策を講じること求める意見書の提出について」原案に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(武藤 清君) 起立全員であります。

よって、市議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第6号「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第6号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第6号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第6号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

6番、岡林喜男君。

(6番 岡林喜男君登壇)

○6番(岡林喜男君) 案文を朗読し提案理由とさせていただきます。

伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書(案)

東京電力福島第一原子力発電所の事故から1年経過したが、事故原因の究明は進まず、事故 収束のめども、避難されている被災者がふるさとへ帰る見通しも立っていない。放出された放 射能で被曝した住民、とりわけ乳幼児、子どもたち、妊婦、若者たちへの健康被害も懸念され ている。広域に広がる放射能汚染地域の農林水産業や生活被害への補償、除染費用、被曝がれ きの処理など、長い時間と莫大な費用がかかることも明らかになっている。このような状況の 中で、政府はいったん停止した四国電力伊方原発の再稼働を急ごうとしている。この伊方原発 については、日本最大の活断層・中央構造線のほぼ真上に位置しているにもかかわらず、地震 に対する備えは極めて不十分であり、再稼働を差しとめる新たな訴訟も起こされている現状である。

また、伊方原発のような加圧水型原発は、原子炉格納容器内に窒素が注入されていないために、過酷事故が起きれば、格納容器が水素爆発を起こす危険性があるが、その対策もとられていない。

こういう状況下で再稼働を行うことは、周辺住民の生命と健康を脅かすことにつながり、四 国内に存在する土佐清水市議会として断じて認めるわけにはいかないものと判断するものであ る。

さらに、本年2月11日に国際NGO「グリーンピース」が伊方原発周辺から200個の風船を飛ばした実験は、わずか3時間後に四万十市竹島に風船が飛来したという驚くべきものだった。このことは、伊方原発で事故が起きれば、原発周辺地域はもちろんのこと、四万十川流域や豊後水道、宿毛湾、足摺半島など高知県西南部が放射能に汚染される可能性を秘めているものと言わざるを得ない。

また、四国電力自身が公表しているように、今夏において電力不足は生じないとのことであ り、伊方原発を再稼働させる理由は見当たらないものとも判断される。

以上のことから、福島第一原発事故を教訓として、かけがえのない故郷を守るために、国に おかれては、伊方原発の再稼働の判断を行うことのないよう、また当該施設を管轄する自治体 におかれては、再稼働について認めないよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。よろしくお願いします。

○議長(武藤 清君) 以上で、提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第6号について質疑の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(武藤 清君) 質疑なしと認めます。

市議会議案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第6号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第6号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

2番、森 一美君。

(2番 森 一美君登壇)

**○2番(森 一美君)** ただ今、提案されました市議会議案第6号「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出について」反対の討論をしたいと思います。

私も確かに将来、日本全国から原発がなくなることを望んでおります。しかし、今の状況において、この四国電力は7%の節電をお願いしております。7%の節電、これが経済に与える影響、相当なものがあるのではないかと思います。

また、現在、火力発電再開による $CO_2$ の増加ということも懸念されています。関電におかれましては、大飯原発が再稼働しなければ、大幅な節電対策が必要と言われております。四電でも7%の節電のお願いと休止をしていた火力発電所設備の再稼働をさせて、電力不足解消の対策に努めております。

私は、再生可能エネルギー発電施設等の増加による電力の安定供給のめどがたつまでは、当該自治体、また国等が安全基準をしっかり守って、厳正な適用による再稼働はやむを得ないのではないかと考えて、この意見書には賛成できないと思っております。

以上です。よろしくお願いします。

○議長(武藤 清君) ほかに討論の方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(武藤 清君) 討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第6号「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出について」を採 決いたします。

市議会議案第6号「伊方原発の再稼働を行わないことを求める意見書の提出について」原案 に賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(武藤 清君) 起立多数であります。

よって、市議会議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第4、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び土佐清水市議会会議規則第160条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等の諸手続について、議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(武藤 清君) ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の議員派遣については、必要に応じ議長に一任することに決しました。

13番橋本敏男議員より提案のありました仮称再生可能エネルギー推進協議会設置に向けた 取り組みについては、市長との協議を一定行いながら、幡多広域市町村圏事務組合に対し、橋 本議員の意向に沿った形で提案を行っていきたいと考えておりますので、ご報告をいたします。

8番岡﨑宣男議員より提案のありました市章の取り扱いにつきましては、市章は9月議会から掲揚することといたします。

以上をもちまして、今期定例会の全日程を終了いたしました。

この際、執行部のあいさつを許します。

市長。

(市長 杉村章生君登壇)

○市長(杉村章生君) 6月議会の閉会に当たりまして、一言御礼とごあいさつを申し上げます。

去る12日開会以来、ご熱心にご論議、ご審議くださいまして、厚く御礼を申し上げます。 提案いたしました各案件に対しまして、それぞれ適切なるご決定を賜りました。

また、一般質問や審議中のいろいろなご指摘、ご意見につきましても、謙虚に反省しつつ、また、しっかりと受けとめまして、今後の行政執行に生かしてまいりたいと考えております。

去る24日の消防署落成に当たりましては、多数の議員のご出席をいただきまして、前途の 祝福と安全祈願をしていただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

今後、油断することなく、日々の訓練と研修を重ね、また出動に当たっては、トラブルのないことを目指し、一層努力してまいりたいと考えております。

市民の安全・安心のために全力で対処してまいる所存であります。

終わりに、間もなく猛暑の季節がやってまいります。議員各位にはくれぐれもご自愛くださいまして、ご健勝で日々の政治活動に邁進されますようご祈念を申し上げまして、お礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

○議長(武藤 清君) 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会は、去る6月12日開会し、本日までの16日間にわたる会期でございましたが、ここに全日程を終了し、閉会の運びとなりました。この期間中、議員各位におかれましては、ご熱心に審議され、各案件ともそれぞれ適切なる結論を得ることができましたことに対し、深甚なる感謝を申し上げます。

執行部におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりましては、各常任委員会で出されました各議員の意見を尊重しつつ、市政各般における向上を期し、より一層の熱意と努力を払われることを希望するものであります。

申しおくれましたが、四国並びに全国市議会議長から表彰を受けられました議員各位の長年のご尽力に対し、改めて敬意と感謝を申し上げます。

これを契機にさらに市民福祉向上と市勢発展のため、ご尽力くださいますようお願いをいたすところであります。

これから本格的な暑い季節を迎えますが、議員、執行部の皆様方には、健康に十分ご留意されまして、さらなる飛躍とご活躍されますことをご祈念を申し上げまして、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

これをもちまして、平成24年6月土佐清水市議会定例会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。(拍手)

午後 3時27分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議 長

副議長

署名議員

署名議員